

求人倍率2.0 教員採用100%合格 80%が視覚障害学生

吉川恵士

人間総合科学研究科助教授 理療科教員養成施設長

東京キャンパスの正面1・2階には、昭和59年4月から理療科教員養成施設があり、50名（うち40名程度が視覚障害者）の学生と20名の研修生および毎日約50名の患者（鍼・灸・マッサージ治療を受ける）が出入りをしている。

理療とは、鍼治療・灸治療・マッサージ治療を総称する法律用語である。はり灸マッサージを職業とするためには、はり師免許・きゅう師免許・あん摩マッサージ指圧師免許の国試を経て厚生労働大臣から授与されなければならない。国試受験資格は、高校卒業後3年以上の教育課程で履修しなければならない。国試合格率は概ね80%である。この教育課程には、盲学校高等部専攻科・視力障害センター専門課程・筑波技術大学保健科学部の視覚障害系と、専門学校・大学の晴眼（視覚障害のない）系の2種類がある。このうち、盲学校・視力障害センター・専門学校の教員免許状（教科：理療盲学校

特殊教科教諭1種免許状、19年度からは「自立教科教諭免許状」と改訂の予定）を取得できるのは、本学理療科教員養成施設のみであり、全国唯一の指定教員養成機関である。

本施設は、1903年（明治36年）に国立東京盲学校師範部として創立され、その後色々な組織改編があり、昭和25年から東京教育大学に、昭和53年から筑波大学理療科教員養成施設となった。過去103年間、日本における理療の教員養成を一手に担当してきた。とくに盲学校における理療科教員の95%を供給してきた。さらに本免許状は、理療関連の専門学校教員や柔道整復師要請専門学校の教員の資格も有するため、それらの学校へも多くの教員が奉職している。その意味では、本施設は盲学校における特殊教科（理療）の教員養成であると同時に日本における鍼灸マッサージの教員養成のセンターとして機能してきた。

現在日本の盲学校は72校(幼・小・中・高・専)であり、そのうち理療の課程は62校である。生徒数は、72校で3800名程度であり、そのうち1600名程度が理療課程の生徒である。教員数は、72校全体で3400名程度であり、そのうち理療科教員は730名程度である。よって盲学校全体では、教員1名に対して生徒数の比率は1.1であり、これを普通科と理療科に分けると、普通科教員約2700名・生徒数約2100名(教員1:生徒0.8)であり、理療科教員約730名・生徒約1600名(教員1:生徒2.1)であり、聾・養護学校の教員1:生徒1.4よりも生徒の比率は高い。

103年間盲学校理療科への唯一の教員供給源であり、退職者に対応した入学生のコントロールを計ってきたため、卒業生20名の就職は、長年100%を維持しており、さらにここ15年間は、有効求人倍率は1.5~2.0であり、視覚障害学生の全てが、盲学校の教諭として奉職している。

本施設の受験資格は、高等学校卒業以上であり、併せて鍼師・灸師・マッサージ師免許を有する者であり、視覚障害の有無は問わない。受験者数は概ね80名程度であり、入学生の90%は視覚障害学生である。これは、昭和44年から視覚障害の有無を問わず受験資格を認めており、優秀な視覚障害者であれば、教員養成課程での教育あるいはその後の教員としての資質において、視覚

障害のない者との格差は全く存在しないことを歴史的に証明したものであり、ある意味での統合教育の価値を裏付けるものである。

また本施設には、附属の理療臨床部という外来治療のみを行う部署がある。これは、鍼灸マッサージおよび各種物理療法を行うための施術所(医療機関ではないため、法律上施術所という)である。70%の都内居住者・20%の東京首都圏・10パーセントの全国からの患者であり、年間延べ約7000人(1日約50名)の患者の治療を行い、年間収益は約1000万円である。

この臨床部は、学生の臨床実習、鍼灸免許取得後の臨床研修、教員の臨床研究を目的として運営されている。地域の高齢者・生活習慣病患者・整形外科慢性患者・スポーツ障害患者などを対象とし、都内病院との病診連携としての機能と、地域におけるプライマリーケア・セカンダリケアの場として機能している。

本施設は、学校教育法上の根拠はなく、教育職員免許法に基づき文科省が指定した教員養成機関である。よって本施設2年で取得した88単位は、大学の単位としては認定されない。また本施設学生定員は40名で、専任教員は4名である。他は65名の非常勤講師によって運営されている。よって教員の活動は、臨床部での治療・学生指導、教

室での講義・実験実習・卒業研究など教育と臨床に大半の時間がさかれている。また教員の任用上の所属は、3名が学類であるため、学類授業の義務があり、また2名は、筑波キャンパス（茨城県）での大学院の授業・指導の義務も有している。

本施設卒業時に取得可能な教員免許の種類は、1種免許状であり、現時点では管理職登用試験の受験資格を有している。しかし今後は、専修免許がその条件となることは明らかであり、理療の専修免許取得のための課程を設置することが是非必要である。

筑波大学創立直後に作成された将来計画書（青表紙）には、理療の修士課程が計画されていた。しかし、修士受験資格に、鍼灸マッサージ師免許の取得を条件とすることは困難であること。学部のない大学院は認めないこと。博士号を有する理療専任教員が少ないこと（専任4人のうち博士号所有者は1名）。指定教員養成機関とは、各種学校であり、大学の課程ではないため、大学院の議論にはそぐわない。以上のような色々な理由によって、青表紙からは昭和63年頃に消去された。その後平成元年、平成8年に、本施設将来構想計画委員会が組織された。それらの結論としては、学校教育法上の正規の課程にすることが望ましい。さらに専修免許を取得できるようにすることが望ましいとの結論であり、その際筑波技

術大学との合併も視野に入れることが付帯された。この問題を解決するためには、盲学校レベルでの問題、大学レベルでの問題、文科省レベルでの問題、厚労省レベルでの問題、社会との問題など多くの課題がある。そしてこれらの課題は、教員養成施設として昭和44年に開始したときから存在したものであり、周辺とのギャップが大き過ぎるため、課題の羅列に終始した議論が繰り返されてきたのが実際である。

これを一歩でも前に進めるためには、本施設における専任教員が、このような大きな課題を解決しようとする当事者意識が必要である。さらに私は、国立から独立法人となったことは、今までより大きく幅のあるフリーハンドを持ったのではないかと考えており、その意味では、本施設のような従前の制度には乗らない組織をも包括できる、新しい高等教育機関のあり方が議論される必要があるのではないかと考える。

（よしかわ けいし／視覚障害教育）